

# EU・オンライン仲介サービスの公正性・透明性の促進に関する規則 (P2B規則) 施行後の動き

- EUは、2020年7月12日に、P2B規則（プラットフォーム規制）を施行。これに合わせ、欧州委員会（DG CONNECT※<sub>1</sub>及びDG GROW※<sub>2</sub>）は、P2B規則に関するQ&A※<sub>3</sub>を公開。

※ 1 The Directorate-General for Communications Networks, Content and Technology（通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局）

※ 2 The Directorate-General for Internal Market, Industry, Entrepreneurship and SMEs（域内市場・産業・起業・中小企業総局）

※ 3 [“Questions and answers on Platform to Business for small businesses and other online operators”](#)

- 同年7月中旬に公表予定であったランキング要素の開示に関するガイドラインは、現時点で未公表。

## <Q&Aの例>

項目	質問	回答
P2B規則の適用対象	P2B規則は、利用規約が「一方的に決められた」場合に適用されるが、プラットフォームがビジネス・ユーザーとの間で契約条件の交渉を行った場合には適用されないのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一方的な決定かどうかはケース・バイ・ケースで総合評価。</li> <li>● ①両者のサイズの差、②交渉が行われた事実、③ある条項が交渉によって決定されたかもしれない事実、といった要素は、いずれも決定的ではない。</li> </ul>
利用規約の変更に必要な通知期間	利用規約の変更には、その複雑さや影響に比例した（proportionate）期間の事前通知が必要とされるが、より長い通知期間が必要となるのはどのような場合か？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● オンライン仲介サービスの全ての仕様が変更される場合</li> <li>● ビジネス・ユーザーがオンライン仲介サービス上で事業を継続するために、商品の変更やプログラム修正を行う必要があるような場合 等</li> </ul>
付随的商品サービスの範囲	オンライン仲介サービスが、消費者に「付随的商品役務」を提供する場合には、利用規約への記載が必要だが、どのような商品やサービスがこれに含まれるのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「付随的商品役務」とは、ビジネス・ユーザーが提供する主たる商品役務を補完する商品役務をいう。</li> <li>● たとえば、レンタカーの保険や、主商品のアップグレードやカスタマイゼーションを行うツールがこれに含まれる。</li> </ul>
データへのアクセスに関する開示の粒度	オンライン仲介サービスやビジネス・ユーザーが消費者等のデータにアクセスできる場合、データの категорияや条件について、利用規約の中でどの程度詳細な記載を行う必要があるのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 記載は相応（proportionate）のものであるべき。</li> <li>● 一般的なアクセス条件を記載するだけでよい場合もあるが、ビジネス・ユーザーにとって非常に重要なデータへのアクセスについては、より具体的な内容や条件を記載すべき場合もある。</li> </ul>

## (参考) 欧州のプラットフォーム経済オブザーバトリーによる中間報告

- プラットフォーム経済に関するアドバイスを欧州委員会に提供することを目的に設立された専門家グループである「オンラインプラットフォーム経済オブザーバトリー」(Observatory on the Online Platform Economy) は、2020年7月、プラットフォームに関する①計測・経済インディケータ、②差別的取扱い、③データに関する中間報告書を公表。
- いずれも、現時点での結論は明示せず、今後さらなる調査・分析が必要であると指摘。

### 1. プラットフォームの計測・経済インディケータに関する中間報告 (Work Stream on Measurement & Economic Indicators)

- デジタルプラットフォームにおける取引量、サイズ、ビジネス・ユーザーの依存度等、デジタルプラットフォームの計測に有用と考えられる指標を挙げ、その長短を比較。

### 2. プラットフォームによる差別的取扱いに関する中間報告 (Work Stream on Differentiated Treatment)

- 「unfair」を、正当な理由なくビジネス・ユーザーに重大な不利益を与える行為と定義。これを明らかにするためのP2B規則の活用や、プラットフォームの有する情報に関する証明責任の転換について示唆。

### 3. プラットフォームのデータに関する報告 (Work Stream on Data)

- プラットフォームにおけるデータの生成・収集・使用法は様々であり、データシェアに関するインセンティブ設計や営業秘密とのバランスなどについても、ケースバイケースで考える必要があると指摘。